

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）  
（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行									
<table border="1"> <tr> <td>特定疾病</td> <td>年 齢</td> </tr> <tr> <td>ジフテリア</td> <td>十五歳（<u>予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）</u> 第九条及び第十条の規定</td> </tr> </table>	特定疾病	年 齢	ジフテリア	十五歳（ <u>予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）</u> 第九条及び第十条の規定	<p>（予防接種の対象者から除かれる者）</p> <p>第二条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。）第一条の二第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（特定疾病）</p> <p>第二条の五 令第一条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、<u>H i b</u>感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>特定疾病</td> <td>年 齢</td> </tr> <tr> <td>ジフテリア</td> <td>十五歳（<u>予防接種法実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）</u> 第九条及び第十条の規</td> </tr> </table>	特定疾病	年 齢	ジフテリア	十五歳（ <u>予防接種法実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）</u> 第九条及び第十条の規	<p>（予防接種の対象者から除かれる者）</p> <p>第二条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。）第一条の二第一項本文及び第二項及び第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（特定疾病）</p> <p>第二条の五 令第一条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、<u>H i b</u>感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）及びヒトパピローマウイルス感染症とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。</p>
特定疾病	年 齢										
ジフテリア	十五歳（ <u>予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）</u> 第九条及び第十条の規定										
特定疾病	年 齢										
ジフテリア	十五歳（ <u>予防接種法実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）</u> 第九条及び第十条の規										

対象疾病	症 状	期 間
肺炎球菌感染症 症（小児がかかるものに限る。） （報告すべき症状） 第五条（略）	六歳 （略）	
破傷風	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。） （略）	
急性灰白髄炎	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。） （略）	
百日せき	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。） （略）	

対象疾病	症 状	期 間
肺炎球菌感染症 症（小児がかかるものに限る。） （報告すべき症状） 第五条（略）	十歳 （略）	
破傷風	十五歳（予防接種法実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。） （略）	
急性灰白髄炎	十五歳（予防接種法実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。） （略）	
百日せき	十五歳（予防接種法実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。） （略）	

(略)	H i b 感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

(略)	H i b 感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

○予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）（抄）  
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（接種の方法） 第十八条（略）		（接種の方法） 第十八条（略）	
対 象 者	方 法	対 象 者	方 法
初回接種の開 始時に生後十 月に至るまで の間にある者	生後十二月に至るまでの間に、 <u>沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン</u> を二十七日以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。	初回接種の開 始時に生後七 月に至った日 の翌日から生 後十二月に至 るまでの間に ある者	生後十二月に至るまでの間に、 <u>沈降七価肺炎球菌結合型ワクチン</u> を二十七日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開 始時に生後十 月に至るまで の間にある者	生後十二月に至るまでの間に、 <u>沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン</u> を二十七日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。	初回接種の開 始時に生後十 月に至るまで の間にある者	生後十二月に至るまでの間に、 <u>沈降七価肺炎球菌結合型ワクチン</u> を二十七日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

二月に至った日の翌日から生後二十四月に至るまでの間にある者	とし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後二十四月に至った日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者	沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2

肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の追加接種は、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者に対し、前項の初回接種に係る最後の注射終了後六十日以上の間隔をおいた後であって、生後十二月に至った日以降において、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

二月に至った日の翌日から生後二十四月に至るまでの間にある者	し、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。
初回接種の開始時に生後二十四月に至った日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者	沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2

肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の追加接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

対象者	方法
初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にあった者	前項の初回接種に係る最後の注射終了後六十日以上の間隔をおいて沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3

(略)

3

(略)

初回接種の開  
始時に生後七  
月に至った日  
の翌日から生  
後十二月に至  
るまでの間に  
あつた者

前項の初回接種に係る最後の注射終了後六十  
日以上の間隔をおいた後であつて、生後十二  
月に至った日以降において、沈降七価肺炎球  
菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するもの  
とし、接種量は、〇・五ミリリットルとする  
。